

事業所の皆様へ

大館市粗大ごみ処理場は一般廃棄物処理施設です

産業廃棄物は受け入れできません！

事業活動に伴って生じたごみはすべて「事業系ごみ」です。事業者は自らの責任でこのごみを処理しなければなりません。

事業系ごみには「一般廃棄物」と「産業廃棄物」があります。このうち、粗大ごみ処理場では事業系一般廃棄物は受け入れることができますが、産業廃棄物(産廃)は受け入れできません。産業廃棄物は産廃処理業者へ委託し、適正に処理してください。



粗大ごみ処理場で受け入れる事業系ごみは以下に限ります。

種類	例	出しかた	受入不可	注意
布類	木綿・羊毛・麻製	50cm～1m以内に切断	合成繊維は産廃(廃プラ)	建設業 に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、衣服その他繊維製品製造業以外の 繊維工業 から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くずは産廃なので×
木くず	木の枝葉、竹、草	なるべく乾燥させて。枝は太さ10cm以内、長さ1m以内に切断。	抜根、太さ10cm以上の木	建設業 に係るもの(範囲は布類と同じ)、 木材・木製品製造業 (家具の製造業を含む)、 パルプ製造業 、 輸入木材の卸売業 及び 物品賃貸業 から生ずる木材片、おがくず、バーク類等貨物の流通のために使用したパレット等は産廃なので×
木製品	机、いす、棚	金属・ガラスは取り除く。	金属・ガラスを取り除けないものは産廃(ガラスくず・金属くず)	
皮革類	鞆、靴、手袋	金属は取り除く。	金属付着は産廃(金属くず)	合成皮革は産廃(廃プラ)

※ 少量または小さい可燃ごみは、クリーンセンターで処理することもできます。

お問い合わせ

- ・事業系一般廃棄物に関すること
大館市市民部環境課 電話 43-7048、7049
- ・産業廃棄物に関すること
秋田県北秋田地域振興局(大館保健所) 電話 52-3954
- ・大館市粗大ごみ処理場 電話 49-0727
- ・大館クリーンセンター 電話 45-3900

限りある資源を大切に。徹底的な分別・リサイクルを!!